

番号：121827

入札公告

国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「当所」という。）において、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年11月20日

国立研究開発法人 農業生物資源研究所
理事長 廣近 洋彦

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 樹木の鑑定評価業務 |
| (2) 業務の概要 | 仕様書のとおり |
| (3) 業務期限 | 平成28年 3月18日 |
| (4) 評価対象地 | 国立研究開発法人農業生物資源研究所 構内
本部地区 茨城県つくば市観音台2-1-2
大わし地区 茨城県つくば市大わし1-2 |

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「当所」という。）及び国の機関における競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。
- 当所契約事務実施規則（以下「実施規則」という。）第8条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当すること。
 - 実施規則第9条の規定に該当しない者であること。
 - 平成25・26・27年度当所競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）の認定を受けている者のうち、「役務の提供等契約」において「A」～「D」の等級に格付けされている者であること。
 - 国の機関又は他の国立研究開発法人等のいずれかから指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がなされている者（更生（又は再生）手続きの開始決定がなされ、再格付けを受けた者を除く。）でないこと。

3. 入札手続き等

- 入札心得書、発注公告の写し、仕様書、契約書案及びその他の説明書（以下「入札説明書」という。）は、次のとおり交付する。
 - 交付期間：平成27年11月20日（金）から平成27年12月8日（火）までの土曜日、日曜日を除く9時から17時15分まで
 - 交付場所：〒305-8602 茨城県つくば市観音台2-1-2
当所管財室 契約チーム
TEL：029-838-7949 FAX：029-838-7106

*電子メールでの交付を希望する者は、団体名・所属・担当者名・連絡先（住所、電話番号及び配布用メールアドレス等）を明記して、交付期間中にファクシミリまたはkeiyaku@nias.affrc.go.jpへ申し込むものとする。

- この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に記載する書類を平成27年12月10日（木）17時15分（必着）までに上記3-(1)に示す場所に提出すること。

4. 入札、開札の日時及び場所等

- 日時：平成27年12月18日（金）10時30分
- 場所：茨城県つくば市観音台2-1-2
当所（本部地区）構造生物学研究棟附属施設 共用第3会議室

5. 落札者の決定方法

本公告に示した業務を完全に履行できると理事長が判断した入札者であって、入札金額が実施規則第33条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

6. 入札保証金及び契約保証金 免除

7. 契約書作成の要否 要

8. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者、虚偽の申請を行った者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札ならびに入札条件に違反した入札は無効とする。

9. その他

- 入札及び契約手続において使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- 詳細は、入札説明書による。

お知らせ

国立研究開発法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）（なお、平成27年4月1日以降は「独立行政法人」は「国立研究開発法人」に読み替えるものとする。）において、国立研究開発法人と一定の関係の有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当所との関係に係る情報を当所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 当所において役員を経験した者（以下、役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（以下、課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - 当所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 当所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当所OB）の人数、職名及び当所における最終職名
- 当所との間の取引高
- 総売上高又は事業収入に占める当所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- 契約締結日時点で在職している当所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当所における最終職名等）
- 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当所との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）